

廃棄物処理法

弁護士 佐藤 泉氏

その2

「透明化」と現実の壁

第5回会合の「廃棄物処理制度における論

有価物フロー明確化への道

困難ではないだろう。特に、電子マニフェストの普及とシステムの改善、一部義務化をあげている。

立入検査の際に、行政に持出先を開示することとは、公務員の守秘義務に照らして妥当性があるが、一般的な公開を義務付けることはハードルが高いと言わ

排出事業者責任の徹底等

対象拡大、POPs廃棄物対策などの論点が検討されている。

注目すべき点は、市

理法では、有価物として売却した後のフロー管理は対象ではない。

度で、持出先に係る詳細な情報を公開することなどを要件として加えることも提起しているが、優良認定を受けるが、優良認定を受けた産業廃棄物処理業者

不正転売を起したダイコーは電子マニフェストを導入していたにもかかわらず、横流しや不適正保管に伴い、マニフェスト虚偽記載が横行していたと

り、どこか処理業者になるか。どのぐらいの量の産業廃棄物が搬入されたかというところは調査でき

とされる。したがって、排出事業者よりも、管轄自治体に対して、過剰な保管や処理能力を超えるような事態になっている可能性

「検討すべき論点3」では、処理業者の選定や支払いが規制権限の及ばない第三者に委ねられているケースへの問題および適正処理料金の支払いや清算方法の適正化などが取り上げられている。

町村の処理困難物について、製造・加工・販売等を行う事業者と町村の連携を促している点である。店頭回収や下取りは、サプライチェーンを通じて効率的な回収とリサイクルを実施する重要なルールである。また、解体時の残置物等について

ざるを得ない。

電子マニフェストによる不正防止システム導入等

「検討すべき論点2」の論点整理(案)では、廃棄物の不適正な取扱いの未然防止策の強化として、「マニフェストの活用」をあげてい

考えられている。電子マニフェストの機能強化としては、異常事態の場合、排出事業者が何らかの警報

なお、電子マニフェストの段階的義務化も検討されている。二次マニフェストや、工場廃棄物など排出拠点や排出量が安定している廃棄物については、義務化も可能ではないだ

性向上には、コンサルティング等を行う事業者の必要性も否定できないため、バランスが求められると思われる。

市町村が実質的に受け入れ困難となっている廃棄物について、合理的な処理が進むよう、今回の改正に大きく期待したい。

また、有価物はその時々市況によって売却先が変わること、有価物であっても売却先を明らかにしたくない(営業秘密である)など、「透明化」には色々な壁がある。

また、有価物として売却した後のフロー管理は対象ではない。

また、有価物として売却した後のフロー管理は対象ではない。

また、有価物として売却した後のフロー管理は対象ではない。

また、有価物として売却した後のフロー管理は対象ではない。

また、有価物として売却した後のフロー管理は対象ではない。

また、有価物として売却した後のフロー管理は対象ではない。

また、有価物として売却した後のフロー管理は対象ではない。